鳩山町区域指定図

1：10,000

埼玉県比企郡

平成二十八年十一月

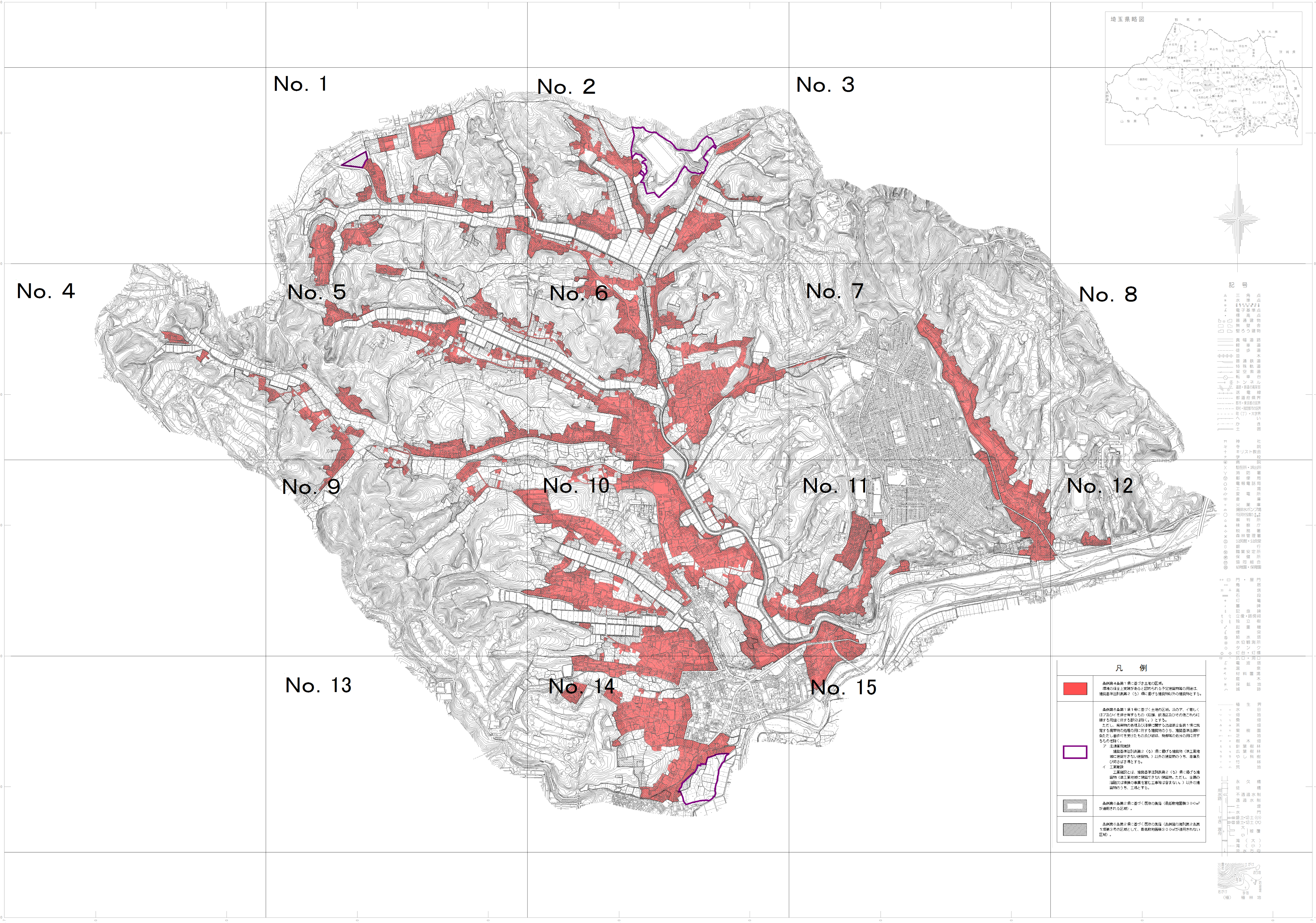

凡　例

🟥	条例第４条第１項に基づき土地の区域。 環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法別表第２（ろ）項に掲げる建築物以外の建築物とする。
□	条例第６条第１項１号に基づく土地の区域。次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもの（店舗、飲酒店及びその他これらに類する用途に供する部分は除く。）とする。 ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。 ア　流通業務施設 建築基準法別表第２（ろ）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。）以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。 イ　工業施設 工業施設とは、建築基準法別表第２（ろ）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工事等は含まない。）以外の建築物のうち、工場とする。
▨	条例第６条第２項に基づく既存の集落（最低敷地面積３００㎡が適用される区域）。
▨	条例第６条第２項に基づく既存の集落（条例施行規則第２条第１項第３号の区域として、最低敷地面積３００㎡が適用されない区域）。

鳩山町

東日本総合計画株式会社調製

本図は、平成17年2月測図1：2,500鳩山基本図をデジタルマッピングにより縮小編纂したものである。

1：10,000